

市政懇談会を開催します



コミュニティ地区単位で市政懇談会を開催します。

市長をはじめ職員がそれぞれの地区に伺い、まちづくりへの意見をお聴きするとともに、地区が抱える課題について懇談します。

今回は7月11日までに開催する地区についてお知らせします(下表のとおりです)。

今回掲載していない地区については、広報はなまきのほか、振興センターだより、市ホームページで順次お知らせします。

▽時間 1時間30分程度

開催日	開始時間	地区	会場
6月24日(火)	午後6時30分	谷内	谷内振興センター
6月27日(金)	午後2時	好地	石鳥谷国際交流センター
	午後6時30分	花巻中央	花巻中央振興センター
6月30日(月)	午後7時	外川目	外川目振興センター
7月1日(火)	午後6時30分	笹間	笹間振興センター
7月2日(水)	午後6時30分	湯口	湯口振興センター
7月7日(月)	午後6時30分	大迫	大迫交流活性化センター
7月11日(金)	午後6時30分	大瀬川	大瀬川振興センター

【問い合わせ】

●本庁地域づくり課
(☎24・2111内線420)
●各総合支所地域づくり係
(大迫☎48・2111内線221、石鳥谷☎45・2111内線208、東和☎42・2111内線312)

特定外来生物の駆除にご協力を

特定外来生物とは、人間活動によって、他の地域から持ち込まれた生物(外来生物)のうち、旺盛な繁殖により在来の生態系や地域の自然環境に大きな影響を与えたり、農作物に被害を与えたりする生物のことをいいます。その種類は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定されています。栽培や生きたままの運搬、譲渡などが原則禁止され、違反すると罰則があります。庭などで見つけたら駆除にご協力ください。



アレチワリ

北米原産で、ウリ科の一年生草本。生育速度が速い。つる性植物で、長いものでは10メートル以上に達します。5月ごろから芽生えの時期になり、花は8月下旬から咲き始めます。9月下旬には果実が熟し始め、種子をつけ、冬には枯れます。

■駆除のポイント

- ① 種子をつける前、できるだけ小さいうちに抜き取る
- ② 1年に数回抜き取る(6月中旬、7月下旬、9月上旬など)
- ③ 現れなくなるまで数年間続ける

オオキンケイギク



北米原産で、キク科の植物。5月から7月ごろにかけて黄色い目立つ花を咲かせます。オオキンケイギクと在来種のキバナコスモスの花が非常に似ているため、誤って栽培してしまうことが考えられます。

■駆除のポイント

- ① 丁寧に取り除く。広範囲に生育している場合は地上部を刈り取る
 - ② 翌年以降も種子の発芽や根茎からの再生がなくなるまで続ける
- ※オオキンケイギクとキバナコスモスの違い
- ▽花期がオオキンケイギクは5月から7月まで、キバナコスモスの6月から10月までと比較し早い
- ▽葉の形状が異なり、オオキンケイギクは丸く、キバナコスモスは細長い

アカマツを松くい虫被害から守りましょう

全国的に深刻化している松くい虫被害。本市でもアカマツへの被害が広がっています。風害や山地災害を防止する資源として、また建築用木材としても貴重なアカマツを守るため、皆さんのご協力をお願いします。

■被害を防ぐために

アカマツに防除薬剤の散布や防除薬液の樹幹注入を行うことにより松くい虫被害を防ぐことができます。防除薬液の樹幹注入は、松の休眠期である11～3月に実施するのが有効です。樹幹注入する薬液を購入する場合、市が薬液代の2分の1を補助しています。



松くい虫被害で赤く変色したアカマツ

■被害木の処理
市では、松くい虫被害のあったアカマツのうち、被害を拡大させる恐れがあるものを伐採しています。枝葉が全て落ち、完全に枯れてしまったアカマツは、所有者の皆さんに伐採をお願いします。

ただし、その被害木が道路や家屋に倒れる恐れがあり早急に対処しなければならぬ場合や、自分で対処できない場合は農村林務課、各総合支所産業係へご相談ください。

※市では、松くい虫被害にあつたアカマツを緊急に伐採する場合があります

【問い合わせ】

●農村林務課
(☎24・2111内線6277)
●各総合支所産業係
(大迫☎48・2111内線168、石鳥谷☎45・2111内線242、東和☎42・2111内線325)
●県南広域振興局花巻保健福祉環境センター(☎22・4921)

オオハンゴンソウ



北米原産で、キク科の多年生草本。花期が7月から9月ごろで、10～14枚の花弁は黄色で細長い。背丈は50～300センチ。

■駆除のポイント

- ① 丁寧に抜き取る。結実前に根を引き抜くのが有効である
- ② 翌年以降も種子の発芽や根茎からの再生がみられなくなるまで続ける

特定外来生物かどうかの判断には、環境省作成の特定外来生物特定マニュアル(環境省ホームページ: <http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/manual.html>)をご利用ください。

行政相談委員は身近な相談相手です

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された地域の身近な相談相手です。行政に関する苦情や要望を受け付け、関係行政機関への通知や照会を行うほか、相談相手に対して問題解決に向けた助言も行います。行政相談委員は、毎月1回市役所で相談会を開催しています。開催日は広報はなまきでお知らせしています。お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

- 本市の行政相談委員は次の皆さんです
- ▷岩淵満智子さん ▷小川圭子さん
 - ▷久保田忠司さん ▷佐藤弘さん
 - ▷門馬優子さん
- ※門馬優子さんは、平成17年から現在までの行政相談委員としての功績が認められ、5月に東北管区行政評価局長表彰を受賞されました
- 【問い合わせ】本庁市民生活総合相談センター (☎24-2111内線259)